諮問番号：平成２９年度諮問第２２号

答申番号：平成２９年度答申第２２号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○月○○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく２件の生活保護変更決定処分（以下「本件処分１」及び「本件処分２」という。）及び同年○月○○日付けで行った法に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分３」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の審査請求書及び審理手続における反論書の要旨

現在、審査請求人とその母は、仕事ができなくなり、生活保護を本当に必要としているのに、生活に必要な金額が足りず、これでは最低生活費の保障ではないと考える。母の入っていた老人ホームも病室のようで、生活の場ではなくかわいそうだった。現在、生活がとても苦しいので、普通に生活できる金額にしてもらえるようお願いする。

　処分庁が平成○○年○○月○日に提出した弁明書は、審査請求人にとって、文章がわかりにくく難しい。審査請求人、母、猫を救うために一番良い方法を考えるのが本当の福祉であり、お金だけでなく「愛」をもって実施する必要があると考える。ただ、お金を使用して生活することはとても価値ある「学び」でもあるので、生活に必要な、普通に便利で使用しやすい自分にあうものを購入したい。それなのに、最低生活費を決められて、古く、捨てるようなもので生活させられるのは本当の福祉ではない。

お金で助かることは、どんどん１秒も早く助けてほしいと思う。現在、母、審査請求人、猫と暮らしていて、生活費は１日最低でも３千円、それでも足りないときも多い。何もない不便な生活は、便利なお金に困らない生活をされている方々と比べると余計にお金がかかる。節約や工夫も限界があり、疲れてしまう。ガス代が高くなるかもしれないと考えると、お湯で洗いものをするのもためらいがある。母の体もとてもかわいそうだし、審査請求人も、猫も母も本当にいつもがまんしている。元気になれば又、仕事をしたいと考えている。

２　審査庁

　本件審査請求は棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、平成○○年○月○○日の審査請求人からの保護変更申請により、同日付けで母の世帯転入を認め、母の生活保護の開始を決定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）に基づき、本件処分１である○月分の保護変更決定処分及び本件処分２である○月分の保護変更決定処分を行ったことが認められる。また、母の介護保険料加算について、同年○月から代理納付とする決定を本件処分３として平成○○年○月○○日付けで審査請求人に通知したことが認められる。

（２）審査請求人は、現在の生活保護費は、最低生活費として十分でない旨主張する。

しかしながら、保護の基準は法第８条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は、厚生労働大臣が定めた保護の基準に基づき、母の審査請求人世帯への転入に伴い、審査請求人単身での保護費に対し、平成○○年○月分は日割計算により１９，７２０円を、同年○月分は３４，８００円を追加する本件処分１及び本件処分２を行ったもので、その額に誤りもない。

なお、この保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている。（最高裁判決昭和４２年５月２４日　昭和３９年（行ツ）第１４号）

また、介護保険料加算については、代理納付が可能とされているものであり、本件処分３に違法又は不当な点は認めらない。

したがって、本件決定は法令及び法令に基づく保護の基準に基づいてなされた処分であり、本件決定について違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は理由がない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年１０月１６日　　諮問の受付

　平成２９年１０月１７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１１月２日

口頭意見陳述申立期限：１１月２日

　平成２９年１０月２０日　　第１回審議

　平成２９年１１月６日　　　第２回審議

　平成２９年１１月２９日　　第３回審議

**第５ 審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

（４）保護の基準は、生活扶助基準別表第１において、級地区分、年齢区分世帯人員別等に区分した基準生活費等を規定している。この保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされる。（昭和３９（行ツ）１４号、最大昭和４２年５月２４日）

（５）法第３７条の２及び生活保護法施行令第３条において、保護の実施機関は、被保護者が支払うべき介護保険料等について、被保護者に代わり政令で定める者に対して支払うことができる旨の定めがある。

（６）保護の基準において、介護保険料加算について、「介護保険料加算は、介護保険の第１号被保険者であって、介護保険法第１３１条に規定する普通徴収の方法によって保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。」と定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）第７の２の（２）のケの（ア）において、「介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。」と定めている。

（７）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問７の１３では、月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、「実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。」とされている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成○○年○月○○日、処分庁は、審査請求人の母について、審査請求人世帯への転入に伴う保護変更申請書を受領した。

（２）平成○○年○月○○日、処分庁は、審査請求人の母について、同月○○日付けで保護の開始を決定し、○月分の生活保護費の変更決定処分及び７月分以降の保護変更決定処分を行い、審査請求人に通知した。

（３）平成○○年○月○○日、処分庁は、保護費の支払方法の口座振替への変更及び審査請求人の母の介護保険料代理納付の開始を理由とし、同年○月分の保護変更決定処分を行い、審査請求人に通知した。

３　判断

上記１及び２に基づき、本件について見ると、本件処分１及び本件処分２は、法並びに法第８条第１項及び第２項の規定により厚生労働大臣が定めた保護の基準に従い行われたものであり、また、本件処分３は、上記１（５）及び（６）の定めに基づき行われたものであり、これらに違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子